赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例について

1 条例制定の背景

(1)「手話は言語である」

国連で採択された障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話を言語のひ とつとして定義されている。

※障害者の権利に関する条約(平成26年1月批准)

第2条(定義)「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。 ※障害者基本法

第3条(地域社会における共生等) 3 … 言語(手話を含む。) …

(2) 意見書の採択

全都道府県、市区町村議会において手話言語法制定を求める意見書が採択され、本市も 平成26年12月議会で採択された。

(3) 手話言語条例制定の動き

手話言語条例の制定の動きが全国的に広がりを見せており、県内では29市中18市が制定しているほか、平成28年度に全国手話言語市区長会が発足し、本市も加盟している。

【全国の動向】

15県99市11町=125自治体が施行 (平成30年1月16日現在)

【県内各自治体の動向】

- 29市12町中18市1町が施行
 - ·平成27年4月1日施行 三木市、明石市、神戸市、篠山市、加東市
 - ·平成28年1月1日施行 多可町
 - ・平成28年4月1日施行 小野市、宍粟市、丹波市、淡路市
 - ・平成28年10月1日施行 加西市
 - ・平成28年12月20日施行 宝塚市
 - ・平成29年4月1日施行 芦屋市、西脇市、三田市、姫路市、加古川市
 - ・平成29年12月26日施行 尼崎市
 - ・平成30年4月1日施行 たつの市

※伊丹市、朝来市=3月議会に上程し、4月1日施行予定

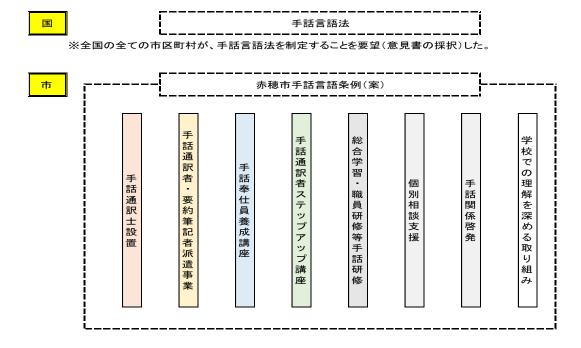
2 条例制定の目的

本市では県内でも比較的早く平成17年に設置手話通訳者を配置し、手話通訳者派遣事業、手話奉仕員養成講座、各学校での手話学習など手話にかかる施策を積極的に推進してきた。

平成30年度には手話通訳者を正規職員として採用し、さらに手話の施策を推進するため、条例において手話が言語であることを確認し、手話に対する本市の基本的な考え方を整理しておく必要があった。また、全国的に手話言語条例制定が広がる中、本市が手話に取り組む姿勢を市内外に示すため、今回条例を制定するものである。

本条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話の理解及び手話の普及並びにろう者への理解について基本理念を定め、市の責務や市民の役割等を定めている。

また、本市の手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民がお互いを理解し、人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的としている。



3 条例の名称について

11月24日に開催した、手話言語条例意見交換会において検討した結果、ろう者から「みんなの和を広げる手話言語条例」が候補としてあがり賛同を得た。

和は、思いやりや優しさを意味し、手話やろう者への理解を通じて、思いやりのこころを手と手をとりあってつなげ(輪)、広げていくことで、全ての市民(みんな)が尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会を目指す願いが込められている。

4 具体的な施策について (案)

- (1) 手話及びろう者に対する理解等を図るための施策
 - ・障がいへの理解を深める研修等の実施
 - · 手話奉仕員養成講座
 - 手話通訳者ステップアップ研修、マナー講座の開催
 - ・小学校等での手話学習、学校での理解を深める取り組み
 - 市職員向けの研修
 - ・事業者向け手話学習会の開催 (検討)
 - ・早かごセミナー等を活用した手話の啓発 (新)
 - ・広報、ホームページ等を活用した啓発
 - ・手話、手話言語条例普及のためのパンフレット等の制作・配布 (検討)など
- (2) 手話による情報を取得する機会の拡大のための施策
 - 手話通訳者派遣事業
 - ・ホームページ等における手話による動画等の発信 (検討)
 - ・窓口、個別対応で手話による相談
 - ・緊急時の支援体制の構築
 - ・市のイベント等における手話通訳者配置 など
- (3) 手話が使いやすい環境整備のための施策
 - ・手話通訳者の配置(平成30年度正規採用)
 - 市職員向けの研修
 - ・事業者向け手話学習会の開催 (検討)
 - ・情報通信機器等による手話通訳の実施 (検討)
 - ・手話関係者との意見交換、情報交換会の開催 など
- (4) 手話通訳者の確保、処遇改善及び養成のための施策
 - ・手話通訳者の配置 (平成30年度正規採用)
 - ・手話通訳者の研修や健診の実施、働きやすい環境の整備
 - ・手話通訳者の裾野拡大のための養成研修の実施
 - ・手話通訳者養成講座担当講師の養成 (新) など

5 聴覚障がいのある人の現状

身体障害者手帳所持者数(平成29年3月31日現在)

	聴覚	条件	うち日常的に手話を利用している人
1級	3	_	
2級	32	両耳 100db 以上	
3級	16	両耳 90db 以上	
4級	35	両耳 80db 以上	
5級	2	_	
6 級	74	両耳 70db 以上/片耳	
		90db、50db 以上	15 名
合計	162		※市で把握している人数

赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例

(前文)

手話は、手指や身体の動き、顔の表情を用いて視覚的に表現をする「言語」であり、ろう者が物事を考え、コミュニケーションを図り、知識を蓄えるために必要な「言語」として、 大切に育まれてきました。

しかし、過去には手話が言語として認められていなかった歴史があり、ろう者は必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

このような中、平成18年に国連において採択された障害者の権利に関する条約及び平成23年に改正された障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、手話は言語として位置づけられたことで、誰もが手話を学び、手話で学び、日常生活のあらゆる場面で手話が自由に使える環境を整備していくことが求められています。

ここに、手話が言語であるという認識に基づき、全ての市民が手話及びろう者への理解を 深め、思いやりのこころでつながるみんなの和を広げていくことで、障がいの有無に関わら ず、誰もが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会を目指し、この条例を制定しま す。

(目的)

第1条 この条例は、手話及びろう者への理解並びに手話の普及(以下「手話及びろう者への理解等」という。)について基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民がお互いを理解し、人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話及びろう者への理解等は、手話が言語であるという認識に基づき、全ての市民 は手話によるコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されることを 基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に 営むことができるよう必要な配慮を行い、手話及びろう者への理解等に関する施策を推進 するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話及びろう者への理解等に関して市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話及びろう者への理解等に関して市が 推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供や働 きやすい環境を整備するように努めるものとする。

(施策の推進)

- 第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
 - (1) 手話及びろう者への理解等を図るための施策
 - (2) 手話による情報を取得する機会の拡大のための施策
 - (3) 手話が使いやすい環境整備のための施策
 - (4) 手話通訳者の確保、処遇改善及び養成のための施策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- 2 前項各号に掲げる施策は、本市の障がい者福祉長期計画と調和が保たれたものでなければならない。
- 3 施策の実施にあたつては、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を反映させるため に必要な措置を講ずるものとする。

(学校における理解の促進)

- 第7条 市は、学校教育の場において、基本理念に基づき、手話に接する機会の提供その他 の手話に親しむための取り組みを通じて、手話及びろう者への理解等に努めるものとする。 (委任)
- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。